

第三十九号議案

江戸川区立くすのきカルチャーセンター条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十一年二月十九日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区立くすのきカルチャーセンター条例の一部を改正する条例
江戸川区立くすのきカルチャーセンター条例（昭和五十二年四月江戸川区条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号中「区長」を「江戸川区長（以下「区長」という。）」に改め、「認める」の下に「業務に関する」を加える。

第五条の見出しを「（利用承認の取消し等）」に改め、同条中「その利用条件を変更し」を「利用の承認を取り消し」に、「停止し」を「制限し」に、「利用の承認を取り消す」を「停止する」に改め、同条第一号中「規定」を「規程」に改め、同条第二号中「利用目的又は利用」を「利用の目的に反し、又は利用の」に改める。

第七条中「又は」を「、又は」に、「利用承認」を「利用の承認」に、「ただし」を「直ちに」に改める。

第八条中「き損し」を「毀損し」に改め、同条ただし書中「減額」を「減額し、」に改める。

別表教室（一教室につき）の項中「六二〇円」を「六三〇円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年十月一日（以下「施行日」という。）から施行す

る。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者及び同日前に既に利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

(説明)

消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の改正に伴い、使用料の額を改めるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。